

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	509
34	1113	予防医師居宅療養Ⅰ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位	485
34	1115	予防医師居宅療養Ⅰ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算 定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位	295
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位	285
34	1116	予防医師居宅療養Ⅱ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位	261
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場 合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		509 単位	509
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位	485
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		444 単位	444
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		560
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬			560 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	660
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		415
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬			415 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	515
34	1271	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		379
34	1272	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	509
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬			509 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	609
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2				がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	509
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	609
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	377
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬			377 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	477
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4				がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	377
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	477
34	1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	345
34	1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬			345 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	445
34	1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6				がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	345
34	1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	445
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		539 単位	539
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位	485
34	1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		444 単位	444
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		356 単位	356
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		324 単位	324
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		296 単位	296
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算	
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	